

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
1209.91	<p><u>1. とうがらし属の播種用の種子</u></p> <p>本品は、とうがらし属の果実から分離し、洗浄し、殺菌剤（チラム）で処理した播種用の種子である。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
1602.50	<p><u>2. 調製したチリシチュー (Chilli stew)</u></p> <p>本品は、牛肉70%、パプリカ7%、たまねぎ7%、菜種油5.3%、砂糖3.5%、香辛料（キッチンハーブ）3.2%、植物でん粉2.1%、ダークチョコレート0.7%、塩0.5%、ココア0.3%、その他0.4%から成る調製したチリシチューである。本品は、冷凍されており、小売用のプラスチック袋入りのものである。</p> <p><u>通則1（第16類注2）及び6を適用</u></p>	(新規)
1704.90	<p><u>10. せき及びのど用の錠剤</u></p> <p>本品は、砂糖43.5%、甘草エキス13.5%及びその他の食用材料（例えば、でん粉及びセルロース17.6%、ミネラル（炭酸カルシウム及びタルク等10.4%）、香料（メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、クレオソート、とうがらし等））から成る。本品は、小売用の包装にしたものである。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1806.90	3. チョコレート菓子		(新規)
	<p>本品は、砂糖の殻で覆われたミルクチョコレートが、<u>それぞれ正味重量 45 グラムの小袋 2 つに包装されたもので、小売用の結合した物品としてプラスチック製容器に収納されて提示される。</u>容器には繰り返し使用可能なプラスチック製のディスペンサーが付いた蓋が付属している。ディスペンサーは、菓子のブランドのキャラクターの形をしており、その菓子を詰め、キャラクターの手を押すと、詰めた菓子が出てくる。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> <p><u>1806.90/4 及び 9503.00/10 参照</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1806.90	<p>4. チョコレート菓子</p> <p><u>本品は、砂糖で覆った、ミルクチョコレート（48%）で被覆された落花生（23%）であり、正味重量は 140 グラムで、厚紙でできた箱に入っている。菓子のブランドのキャラクターの玩具がプラスチック製の蓋の上にばねで取り付けられている。玩具はばねから取り外すことができる。</u></p> <p><u>通則 1、5 (b)、及び 6 を適用</u></p> <p><u>1806.90／3 及び 9503.00／10 参照</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2106.90	<p><u>35. ブラックマルベリーの葉</u></p> <p>本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切ってある。細断された葉は、小袋（ティーバッグ）に 2 グラム入っている。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106.90	<p><u>36. ブラックマルベリーの葉</u></p> <p>本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切ってある。細断された葉は、織物製のバルク容器に 30 キログラム入りで提示される。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3207.10	<p><u>1. インクジェット装置用セラミックインク</u></p> <p>本品は、アルミニン酸コバルト、亜クロム酸亜鉛鉄 (zinc iron chromite)、ニッケルチタンアンチモン等の無機顔料（重量比 25 ~50%）を有機溶剤（重量比 40~70%）に懸濁させたものである。</p> <p>本品は、インクジェット装置を用いたデジタルアプリケーションとして窯業で使用されるもので、セラミックの焼成過程で有色の又は不透明な表面を生成するものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
5407.20	<u>1. 管状織物</u>		(新規)
	<p><u>本品は、見掛け幅が 5 ミリメートル以下のプラスチック製のス</u> <u>トリップから得られるものであり、レイフラットで、長さ 1500</u> <u>メートル、幅 70 センチメートルのロール状で提示される。縁は</u> <u>縫製されておらず、接着されたりステープルでとじられたりして</u> <u>いない。本品は、各種の製品の包装用の袋を製造するために使用</u> <u>される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6109. 10	<p><u>1. 女子用の編物製半袖 T シャツ</u></p> <p><u>本品（綿 80%、ビスコースレーヨン 14%、エラスタン 6 %）</u> <u>は、上半身用でありウエストの上まで届く。</u></p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6110.30	<p><u>4. 女子用の編物製長袖プルオーバー</u></p> <p><u>本品（ポリエステル 100%）は、上半身用でありウエストの上まで届く。</u></p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8418.69	<p>2. 冷蔵機能を備えた屋外キャビネット</p> <p>本品は、電気機器又は電子機器（例えば、整流器、バッテリー及び遠距離通信用機器）を挿入するように設計されたものである。本品は、絶縁鋼（insulated steel）製で、地面の上に直接設置するように設計されている。内部は 2 つの区画から成り、1 つは、4 つのバッテリー用のラックから成るバッテリー用の区画、もう 1 つは「ラック」ユニットを備えた機器用の区画である。前扉には、2000 ワットの直流のエアコンディショナー（湿度を調節する機能を有しない。）、キャビネットの天井部には直流の非常用排気ファンを備えている。</p> <p>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</p>  <p>These photos are for illustrative purposes only.</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8479.89	<u>8. 平底形のサイロ</u>		(新規)
	<p>本品は、亜鉛めっきされた鋼板の波板で作られたもので、穀物の貯蔵に使用されるものである。直径は 4.51~31.60 メートル、貯蔵容量は 50~15,000 トンで、サイロ内の高温部及び昆虫の活動を特定する温度制御システムを備える。サイロ底部には、残った穀物を排出するために、自転に沿って 360 度回転する底部清掃用オーガーを備えている。貯蔵物の通気には、ラジアルファン及び軸流ファンが用いられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8479.89	<p><u>9. 円錐（すい）形のサイロ</u></p> <p>本品は、亜鉛めっきされた鋼板の波板で作られたもので、穀物の貯蔵に使用されるものであり、底角が 45 度～65 度の範囲で製造される。本品は、サイロ内の高温部及び昆虫の活動を特定する温度制御システムを備えている。貯蔵物の通気には、ラジアルファン及び軸流ファンが用いられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8482.40	<p><u>1. 針状ころ及び保持器を組み合わせたもの</u></p> <p><u>本品は鉄製で、針状ころ（直径 2.5 ミリメートル、長さ 11.6 ミリメートル）及び保持器（直径 21 ミリメートル、幅 14 ミリメートル）から成るものであり、内輪軌道として軸に組み込まれ、かつ、外輪軌道として歯車と組み合わせるように設計されている。本品は、歯車の回転を滑らかにするとともに、摩擦を減らすものであり、自動車の自動変速装置に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6（第 84 類号注 4）を適用</u></p>	(新規)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

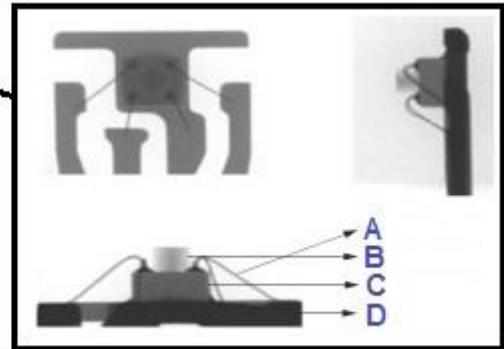
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8482.40	<p><u>2. 針状ころ及び保持器を組み合わせたもの</u></p> <p>本品は鉄製で、針状ころ（直径 2.5 ミリメートル、長さ 20.8 ミリメートル）及び二つ割りの保持器（直径 26 ミリメートル、幅 40 ミリメートル）から成るものであり、内輪軌道として軸に組み込まれ、かつ、外輪軌道として歯車と組み合わせるように設計されている。本品は、駆動軸の回転を滑らかにするとともに、摩擦を減らすものであり、二つ割りの保持器を持つこのアセンブリーは、通常のアセンブリーよりも容易に、駆動軸に取り付けることができる。本品は、自動車のマニュアル変速装置に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6（第 84 類号注 4）を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8543. 70	<p><u>6. 4 個の端子を有するホール素子</u></p> <p>本品は、インジウムアンチモン（InSb）の層を持つフェライト基板と磁気回路の役割を果たすフェライトヨークから成り、リードフレーム上に搭載され、外部の電子回路に接続するためワイヤボンディングされている。本品は、磁気を感知し、“ホール効果”によって電流を発生させるもので、洗濯機、冷蔵庫、エアコンディショナー等の小型の精密電動機に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin: 0 20px;">  </div> </div> <p><u>ホール素子</u></p> <p><u>本品の X 線画像</u></p> <p> <u>A</u> ボンディングワイヤ <u>B</u> フェライトヨーク <u>C</u> 基板 <u>D</u> リードフレーム </p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8609.00	<p><u>1. チューブバンドルコンテナ</u></p> <p><u>本品は、圧縮天然ガス（CNG）の輸送に使用される多数のシリ</u> <u>ンダーから成るものである。各シリンダーには、ガスの排出及び</u> <u>充填のための独立した弁及びゲージが備わっている。シリンダー</u> <u>は溶接されず、また、結合されていないが、定型の 6 メートル又</u> <u>は 12 メートル（20 フィート又は 40 フィート）のコンテナと同じ</u> <u>寸法の金属製の外枠に収まっている。フレームには、道路用トレ</u> <u>ーラーその他の輸送方式による運送手段に取り付けられるよう</u> <u>に、穴が設けられている。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8711.60	<p>2. セルフバランス型二輪電気駆動式輸送装置</p> <p><u>本品は、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）</u> <u>で使用するための1人乗りのものであり、最高時速10キロメー</u> <u>トル、1回の充電で最大15~20キロメートル走行可能である。</u></p> <p><u>本品の前進、後退、旋回及び停止の制御には、内蔵されたジャ</u> <u>イロスコープ及び加速度センサーを通じた、動的バランスの原理</u> <u>が用いられており、操作者の姿勢の変化によって制御される。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8907.90	<p><u>1. 浮き構造物</u></p> <p><u>本品は、相互に接続された 6 個のプラスチック製キューブから成るサブアセンブリーから成るものであり、408 キログラム (68 キログラム × 6 個) の浮力及び水面上で幅 1.0 メートル、長さ 1.5 メートルの浮き面積を提供する。各キューブ (長さ 48 センチメートル、幅 48 センチメートル、高さ 36 センチメートル、重量 5.2 キログラム) は高密度ポリエチレン (HDPE) 製で、発泡ポリスチレンで満たされている。キューブは、圧力調整及び水分調節のための弁が取り付けられ、また、相互の連結を容易にするタブを備えている。</u></p> <p><u>6 個のキューブから成るサブアセンブリーはかなり頑丈な浮き構造物であるが、通常、他のサブアセンブリーとともににより大きな浮き構造物（例えば、浮きドック、通路、作業足場、マリナ等）を形成するために他のサブアセンブリーとともに使用する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8907.90／2 参照</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8907.90	<p><u>2. 浮き構造物</u></p> <p><u>本品は、134 個のサブアセンブリーから成り、各サブアセンブリーは、高密度ポリエチレン (HDPE) 製で、発泡ポリスチレンで満たされた 6 個のキューブから成る。</u></p> <p><u>本品は、より大きな所定の浮き構造物（例えば、浮きドック、通路、作業足場、マリーナ等）を形成するために、相互に組み合わせられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>8907.90／1 参照</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9021. 10	<p><u>2. 外傷外科の分野で使用するように設計されたねじ</u></p> <p>本品は、着色仕上げされた超硬チタン合金製で、長さは約 12 ミリメートルである。全体にわたりねじを切っており、外径 3 ミリメートルの一様な軸及び頭部を有する。軸には非対称にねじが切られている。頭部にもねじが切られ、凹型ソケットドライブにより、固定システムにおける圧迫プレートに固定できるようになっている。本品は、インプラント用ねじに関する ISO/TC 150 の規格に対応しており、滅菌包装して提示される。本品には番号が付されており、それにより、製造から、販売、使用に至るまで追跡が可能である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p>The image shows two surgical screws with a purple and black color scheme, placed above a metric ruler. The ruler is marked with centimeters and millimeters, with '1' clearly visible. The screws are approximately 12mm long, matching the specification mentioned in the text.</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9021. 10	<p><u>3. 外傷外科の分野で使用するように設計されたねじ</u></p> <p><u>本品は、脊椎の背部の安定のためのシステムの一部として使用されるものであり、超硬チタン合金製で、長さは 20~45 ミリメートルである。全体にわたりねじを切った外径 4 ミリメートルの一様な軸及び芯の直径を変えられるようにした移行域を含む 2 つのねじ山を有する。本品は、そのままねじ込むことが可能であり、先端はねじを切ってあり、丸くなっている。本品は、多軸で（可動する）U 字型の、内側にねじが切られた頭部を持ち、軸に沿って 25 度の範囲で調節が可能であるほか、ロッド（別に提示される。）を本品の頭部に固定するための特別な固定キャップを有している。本品は、インプラント用ねじに関する ISO/TC 150 の規格に対応している。本品には番号が付されており、それにより、製造から、販売、使用に至るまで追跡が可能である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9401.90	<p><u>1. 自動車の腰掛け用カバー</u></p> <p><u>本品は、革、紡織用纖維の織物類又はプラスチック材料から作られた各部分の組合せから成る。本品は、腰掛けのカーカスに固定及び適合するためにいくつかの要素及び切込みを備えている。</u></p> <p><u>本品は、特定の自動車用の腰掛けの恒久的なカバーとして機能する。腰掛けの組立後は、腰掛けを解体することなくカバーを取り外すことができない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9403.60	<u>2. A フレーム・イーゼル</u>		(新規)
	<p><u>本品は、3 本の脚（2 本は前方、1 本は後方）を有し、床に置いて使用するように設計されたものである。支柱を伸ばすと、最高 2.28 メートル（最低 1.67 メートル）になり、高さが 1.27 メートルまでのカンバス、絵画、黒板等を保持することができる。</u></p> <p><u>通則 1（94 類注 2）及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9503.00	10. 玩具のファン		(新規)
	<p>本品は、正味重量が 20 グラムのチョコレート菓子の袋が入った円筒形の容器に取り付けられた、菓子ブランドのキャラクターの形をしており、小売用にしたものである。容器の上部に座るようにして取り付けられたキャラクターは腕の部分がファンになっており、当該ファンは単三電池（本品に含まれる。）式の電動機により作動する。</p> <p><u>通則 1（95類注4）を適用</u></p> <p><u>1806.90／3 及び 1806.90／4 参照</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9504.50	<p><u>3. ビデオゲームコンソール用のバーチャルリアリティセット</u></p> <p><u>本品は、頭部に装着するディスプレイ（バーチャルリアリティヘッドセット）、処理装置、ステレオ方式のイヤーピース付きヘッドホン、接続ケーブル（HDMI ケーブル、USB ケーブル及びバーチャルヘッドセット接続ケーブル）、AC アダプター及び電源コードから成り、小売用の箱に詰めて提示される。</u></p> <p><u>バーチャルリアリティヘッドセットは、ゴーグルのような形状で、センサー、ビデオディスプレイモジュール（二つの並列した画像を表示することができる。）及び使用者がビデオディスプレイモジュールのスクリーンを立体視できるようにする二つの拡大レンズを組み込んでいる。処理装置は、バーチャルリアリティヘッドセットとビデオゲーム用のコンソールを同期させよう設計されている（コンソールからのビデオ信号をヘッドセットへ送り、ヘッドセットから検出した信号をコンソールへ送る。）。</u></p> <p><u>通則 1 (95 類注 3)、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)